

～東京都からのお知らせ～

特定非営利活動（NPO）法人のみなさまへ

平成24年4月1日、特定非営利活動促進法（NPO法）が改正されました。

**NPO法人を運営している方は、
法改正に伴い、次の手続きをとる必要があります。**

1. 「最新の役員名簿」の提出

平成24年4月1日以降最初に事業報告書等を提出するときは、「最新の役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）」（2部）を併せて提出してください。

2. 代表権に関する変更の登記手続き

定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」などの代表権に関する規定を置いている場合、平成24年9月末日までに所管の登記所で登記の変更手続きをしてください。

期限内に変更の登記を行わないと過料の対象となりますので、忘れずに手続きをしてください。

※詳細は所管の登記所へお問い合わせ下さい。

3. すべての法人事務所での書類の備え置き

事業報告書等や定款などの閲覧書類は、主たる事務所以外の事務所を含むすべての法人事務所に備え置くことが義務付けられました。

東京都（所轄庁）へ提出する書類や提出の時期が変更されました。

◆ 定款変更の際、届出で足りる事項が追加

定款の変更をする場合、従来、東京都（所轄庁）の認証が必要であった事項の一部（役員の定数、会計に関する事項、事業年度、解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者にかかるものを除く。））が、届出で足りる事項へと変わりました。

◆ 定款変更届出の添付書類（定款・議事録）が追加

定款変更届出の際には、届出書のほかに「変更後の定款」（2部）と「総会議事録」の添付が必要になりました。

◆ 定款変更後の登記事項証明書の提出

定款変更の認証を受け、又は定款変更届出を提出したことに伴って、登記事項を変更した場合は、登記の完了後に登記事項証明書及びその写し（コピー）を東京都（所轄庁）に提出してください。

◆ 事業報告書等への定款等の添付不要

これまで、前年度中に定款の変更をした場合は、事業報告書等の提出時に変更後の定款、認証書類及び登記事項証明書の写しの添付が必要でしたが、平成24年4月1日以降に始まった事業年度からは、これらの書類の添付が不要となります。

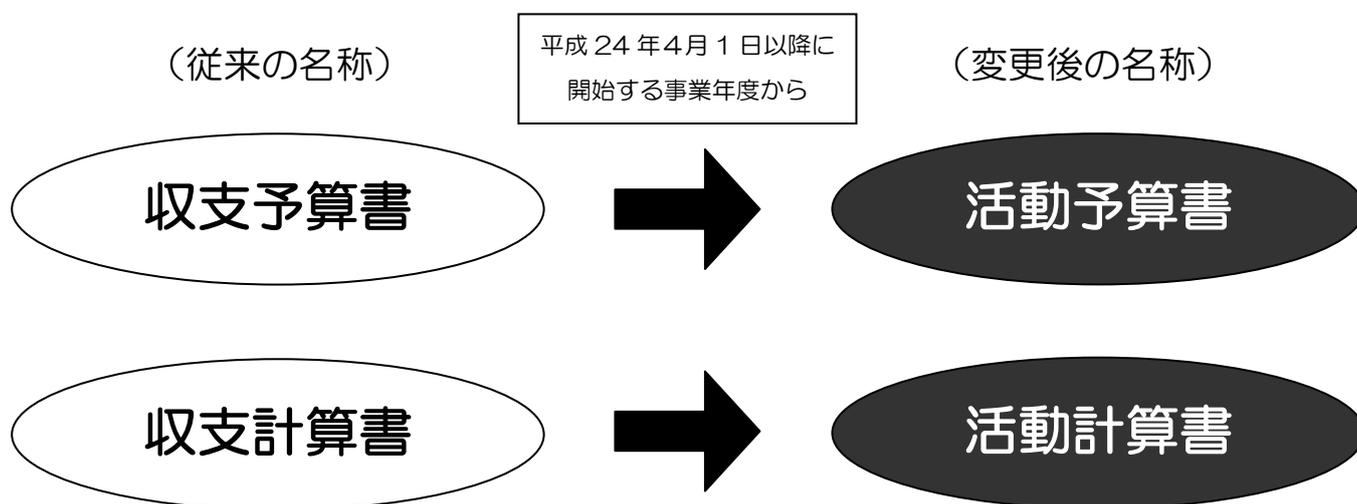
ただし、事業年度の開始の日が平成24年3月31日以前である年度については、これまでどおり、定款等（2部）の添付が必要ですのでご注意ください。

◆ 役員の変更等の届出には「変更後の役員名簿」を添付

役員の変更等の届出には、新任役員についての就任承諾書等のほかに「変更後の役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬をうける者の名簿）」（2部）を添付することが必要になりました。

NPO法人が作成する計算書類についての ルールが変わりました。

—計算書類が収支ベースから損益ベースに—



※ 新しいルールでの作成、提出が求められるのは、平成24年4月1日以降に開始する事業年度についての計算書類からです。

※ 当分の間は、従来のルールに則った「収支予算書」や「収支計算書」を作成、提出することも可能です。

※ 計算書類の書式や具体的な記載例、作成に当たっての留意事項などは東京都ホームページに掲載の「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）第3章管理運営」をご覧ください。

<東京都HP「特定非営利活動法人ガイドブック（本編）」>

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4files/guidebook-pdf.htm>

新たな認定NPO法人制度が創設されました。

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち一定の要件を満たしたものが認定を受けることで、個人や企業からの寄附を受けやすくする制度です。法改正により、これまで、国税庁長官が行っていた認定制度が廃止され、所轄庁（東京都）が認定を行う新たな認定NPO法人制度が創設されました。

新たな制度では、認定NPO法人の認定基準のうち一部の基準（下記①のパブリック・サポート・テスト基準）を免除した仮認定NPO法人の制度も導入されました。

制度の詳細や手続きについては、東京都ホームページに掲載の「特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）」をご覧ください。

＜東京都HP「特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）」＞

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4files/ninteiguidebook-pdf.htm>

認定NPO法人の認定基準

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

※①～⑧の基準を満たしていても、欠格事由に該当する場合は、認定（仮認定）を受けることはできません。

※認定（仮認定）を受けたい場合は・・・

東京都では、認定（仮認定）の申請について事前相談を受付けております。相談は予約制となっておりますので、下記のお問い合わせ先までお電話をお願いします。

（お問い合わせ先）

生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人係

電話 03-5388-3095

FAX 03-5388-1331